

会 議 録

| | |
|-----------|---|
| 会議名 | 和泉市政策調整委員会 |
| 開催日時 | 令和4年8月9日（火）午前10時から午前11時15分まで |
| 開催場所 | 和泉市役所 3階庁議室 |
| 出席者 | 委員：森吉副市長（委員長）、吉田副市長（副委員長）、小泉参与、山本危機管理部長、山崎市長公室長、前田総務部長、堂ノ上福祉部長、森市民生活部長、岩井子育て健康部長、八木都市デザイン部長、藤原消防長、西川政策・資産マネジメント担当課長、藤井企画経営担当課長、奥人事課長、古川総務部次長兼財政課長、大西総務管財室長兼財産管理担当課長 担当部：森下上下水道部長、林田上下水道部次長、藤井上下水道部次長兼経営総務課長、北橋お客さまサービス課長、村上水道工務課長、藤原浄水課長、一井水道工務課総括参事、田伏浄水課総括参事、井阪経営総務課総務企画係長 事務局：東政策企画室長、田嶋政策企画室政策・資産マネジメント担当総括主幹 |
| 議事次第 | 大阪広域水道企業団との水道事業の統合について |
| 会議資料 | 次第 【資料番号1】和泉市政策調整委員会付議要求書（6月30日政策調整委員会資料） 【資料番号2】大阪広域水道企業団との水道事業の統合について（議員全員協議会資料） 【資料番号3】令和4年6月30日政策調整委員会議事録 【資料番号4】令和4年7月26日開催議員全員協議会での主な意見 【資料番号5】今後の手続きについて 【資料番号6】和泉市における水道料金、下水道使用料の福祉減免の状況 【資料番号7】福祉減免実施状況（府内8団体） 【資料番号8】水道料金福祉減免廃止団体の状況 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱 |
| 会議の要旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合については、議会における理解を深めてから、改めて政策調整委員会を開催の上、庁議に報告し、最終決定を行うものとした。 ・大阪広域水道企業団に対しては、統合に向けて検討、協議、議会調整を進めることを報告し、統合を検討している団体への影響が最小限になるように調整することを当面の方針と決定した。 |
| 会議録の作成方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 |
| 記録内容の確認方法 | <input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ） |

| 発言者 | 審 議 内 容 (文中敬称略) |
|-------|---|
| 事務局 | <p>本日の審議事項は、和泉市政策調整委員会要綱第6条第1項の規定に基づき、令和4年6月22日付で上下水道部長からの付議要求を受け、令和4年6月30日開催の和泉市政策調整委員会で整理した「大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合に係る方針決定について」の方向性について、令和4年7月26日における議員全員協議会での意見を受け、委員長である森吉副市長と付議要求者である上下水道部長が協議した結果、先の政策調整委員会で整理した方向性に基づき庁議を開催し、市の方向性を決定することは拙速であると判断したため、改めて政策調整委員会を開催するものである。</p> <p>【議題 大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合に係る今後の手続きについて】</p> |
| 森吉副市長 | <p>資料番号1から3までは、前回の政策調整委員会の内容となるので、説明は省略し、資料番号4及び5について説明を願う。</p> |
| 上下水道部 | <p>資料番号4</p> <p>令和4年7月26日開催の議員全員協議会での主な意見を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の現状と課題に関する意見概要 ・統合に向けた検討方針に関する意見概要 ・施設整備計画（定量的メリット）に関する意見概要 ・事業運営体制（定性的メリット）に関する意見概要 ・経営シミュレーションに関する意見概要 <p>資料番号5</p> <p>今後の手続きについて、説明する。</p> <p>令和4年6月30日開催の政策調整委員会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団との統合に向けて検討、協議を進めること ・ただし、令和4年7月26日開催の議員全員協議会で議会の意見を聴取した上で、庁議に報告し、市の最終決定とすること <p>と決定したが、議員全員協議会における意見を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終決定を行うにあたっての議会对応等の方針 ・大阪広域水道企業団との協議継続の対応方針 <p>を決定する必要がある。</p> <p>今後の進め方としては、議員全員協議会で求められた資料の提供を行った上で、改めて議会へ説明し、議会の理解を確認しながら、改めて政策調整委員会を開催し、庁内の認識を合わせた後に、庁議で意思決定したいと考える。</p> <p>一方で、現時点における市の意向を大阪広域水道企業団へ報告する必要があり、「協議を継続する」旨を回答しなければならないが、その回答の趣旨は「議会への説明が継続</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>森吉副市長</p> | <p>して必要な状況ではあるが、現時点では統合協議を継続し、市の意思決定は改めて行うもの」と整理する。</p> <p>なお、今回の大阪広域水道企業団への報告は、大阪広域水道企業団が各市の状況を把握するために必要となるものであり、この報告により和泉市の方向性が束縛されるものではないが、令和4年11月末までには、大阪広域水道企業団との統合に関する議案を議会へ提案することについて、市の意思決定が必要となる。</p> <p>所管部から説明があった。</p> <p>質疑に入る前に、本日の政策調整委員会の主旨を改めて確認する。</p> <p>大阪広域水道企業団との統合については、本来であれば、令和4年6月30日に開催の政策調整委員会での決定内容に基づき、庁議を開催し、市としての方向性を決定する予定であった。</p> <p>しかしながら、令和4年7月26日に開催の議員全員協議会では、多くの資料提供が求められ、引き続き、議論が必要との声を受けたため、過去の決定に固執し、拙速に方向性を決定する必要がないと考える一方で、令和4年8月12日までには、現状の市の方向性を大阪広域水道企業団へ報告する必要があることから、政策調整委員会を再度開催し、庁内の認識合わせを行うべきと判断したものである。</p> <p>なお、この統合の方向性については、和泉市だけの問題ではなく、現在、和泉市と同様に統合検討している団体にも影響するものであるため、そのことも意識しながら、対応する必要がある。</p> <p>意思決定については、慎重な議論を行った上で整理する必要があると考えるので、忌憚のない、積極的な意見を願うが、議員全員協議会を受けて、福祉減免については、しっかりと議論し、今後どのように取り組むべきかを整理したい。</p> <p>については、議論に先立ち、「福祉減免に関する和泉市の実態」、「他団体の状況」、「現時点における上下水道部の考え方」について、説明を願う。</p> |
| <p>上下水道部</p> | <p>資料番号6</p> <p>「和泉市における水道料金、下水道使用料の福祉減免の状況」について説明する。</p> <p>制度の概要については、平成元年に導入された消費税による経済的負担増加に対して福祉世帯の負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に平成元年7月1日に制度施行し、その後、平成22年4月1日から制度を拡充し「区域外福祉助成」として、和泉市に住所を置きながら他市の水道を給水している世帯についても対象としている。なお、対象世帯はひとり親世帯、高齢者世帯、重度障がい者世帯とし、それぞれ資料に記載の通りの要件を設定している。</p> <p>減免・助成額については、水道料金の基本料金である月額550円、下水道使用料の基本料金である月額572円及び1か月あたりの汚水量が10m³までの従量料金で、最大で月額1,188円が減免額となる。なお、「区域外福祉助成」については和泉市の基本料金を上限とした実際の支払額を助成している。</p> <p>減免・助成状況については、令和2年度決算で示すと、水道料金が総額で約2,300万</p> |

円、件数で約 3,500 件、下水道使用料が総額で約 3,900 万円、件数で約 3,000 件となる。

府内の実施団体については、現在では和泉市の他、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、枚方市、富田林市と、既に大阪広域水道企業団と統合済みの団体である忠岡町、大阪狭山市の計 7 市 1 町において、水道料金等の福祉減免を実施している。

大阪広域水道企業団に統合した他市の状況については、泉南市が 3 年間の激変緩和措置期間を設けた後の令和 2 年度末で廃止、忠岡町が水道料金等補助事業として高齢介護課がその事務を実施、大阪狭山市が一般会計から大阪広域水道企業団に事務委託することで継続実施している。

資料番号 7

福祉減免実施状況（府内 8 団体）」について説明する。

制度の目的については、目的を明確にしていなかったところもあるが概ね「福祉世帯の経済的負担軽減」や「福祉増進を図ること」となっている。

減免額については、水道料金が和泉市のように基本料金相当額を減額する団体や使用水量の上限を設ける団体等、様々な内容であり、下水道使用料についても様々な内容となっている。

対象者については、水道・下水道ともに、細かな部分で違いはあるものの概ね「高齢者」、「障がい者」、「ひとり親」世帯を対象としている。

一般会計からの補填の有無については、水道料金が和泉市は「無し」であるが、「区域外福祉助成」分のみ全額を「一般会計の負担」としている。なお、他団体の状況は、「無し」、「水道事業会計と一般会計での折半」、「有り」となっている。また、下水道使用料が和泉市は水道料金と同様に「無し」、他団体の状況は、「無し」、「有り」となっている。

根拠法令、決算額等については、資料に記載の通りとなる。

今後の方向性については、5 市が「継続予定」、その他の団体は「令和 6 年度までは実施すると大阪広域水道企業団と協定済み」、「未定」、和泉市と同様に「検討中」と様々である。

資料番号 8

上下水道部の独自の調査になるが、水道料金の福祉減免を廃止した他団体の状況について説明する。

府内各団体については、「摂津市」、「大阪市」、「東大阪市」、「泉南市」、「河南町」において廃止しており、激変緩和措置を設けたり、他の福祉施策に転換するなどしている団体もある。

他府県事例については、「京都府城陽市」は上下水道事業の原則に立ち返ることの意見をもとに、令和 3 年 8 月 1 日から経過措置を設けて減免額を縮小しながら令和 5 年 7 月 31 日に廃止、「神奈川県三浦市」は経営状況が厳しく財政健全化の一環として令和 4 年 8 月 31 日に廃止している。

資料無し

| | |
|-------|---|
| 森吉副市長 | <p>現時点における上下水道部の考え方については、今後の料金改定により、利用者への負担も増えていく状況もあり、「京都府城陽市」の上下水道事業経営審議会の意見にあった「本制度が受益者負担を原則とする上下水道事業の趣旨にそぐわないこと、また、減免対象者の減免分を減免対象ではない人が負担することになる点で公平性の確保が難しいこと」という原則を前提としながら、福祉減免の在り方については検証が必要であるとする。</p> <p>所管部からの説明が終わったので、幅広い視点、些細なことでも構わないので、積極的な質疑を願う。</p> <p>【質疑】</p> |
| 藤井課長 | <p>和泉市は大阪広域水道企業団に対して、「協議を継続する」旨を報告するとのことだが、統合を検討している他団体は、どのような状況なのか。</p> |
| 上下水道部 | <p>統合を検討している他7団体についても、令和4年6月に議会に対して説明を実施しており、議会からの意見としては、和泉市と同様に「なぜ統合時期が今なのか。」「統合のデメリットは無いのか。」「地元事業者への影響はどうなるのか。」などがあつたと聞いている。なお、他の統合検討団体は「協議を継続する」旨を大阪広域水道企業団に報告すると認識している。</p> |
| 藤井課長 | <p>議会に対する次回の説明は、前回と同様に議員全員協議会となるのか、それとも都市環境委員会協議会となるのか。</p> |
| 上下水道部 | <p>都市環境委員会協議会を想定しているが、現在、調整中である。</p> |
| 森吉副市長 | <p>議会対応の進め方としては、例えば、会派ごとに説明し、その状況に応じて都市環境委員会協議会、又は、議会からの求めに応じて議員全員協議会のどちらかの想定となるが、議員全員協議会で説明するためには、議員全員協議会でなければならないという理由が必要である。いずれにしても、議会に対して丁寧に説明することが必要である。</p> |
| 前田部長 | <p>大阪広域水道企業団との統合に関する議案の審議は令和5年3月であるのに、その議案を提案するという和泉市の意思決定が令和4年11月末までに必要であるとの説明があつたが、その理由は、</p> |
| 上下水道部 | <p>令和4年12月に統合素案を議会に報告することとなるが、その統合素案では、統合を検討している8団体全ての補助金等の影響額を確定させる必要があり、それらが影響するため和泉市としての意思決定の期限を令和4年11月末に設定するもの。</p> |

| | |
|-------|---|
| 森吉副市長 | 令和5年3月に大阪広域水道企業団との統合に関する議案が否決となった場合は、和泉市は大阪広域水道企業団へ統合できないということで、間違いはないか。 |
| 上下水道部 | その通り。 |
| 前田部長 | 福祉減免に関する「京都府城陽市」の上下水道事業経営審議会の意見は、財政健全化の観点からも、その通りであると考えているが、そのうち「減免対象者の減免分を減免対象ではない人が負担することになる点で公平性の確保が難しいこと」については、独立採算制である企業会計だからこそ成立する意見であり、福祉減免に関する費用負担が一般会計となった場合には、この意見が主張しにくくなることを懸念する。 |
| 上下水道部 | 大阪広域水道企業団へ統合後も福祉減免を継続する場合には、一般会計の負担となるが、ご指摘の点も踏まえて、今後、検討していく。 |
| 森吉副市長 | 「京都府城陽市」の上下水道事業経営審議会の意見のうち「本制度が受益者負担を原則とする上下水道事業の趣旨にそぐわないこと」についても、この制度を約30年間実施してきた和泉市にとっては、今更、主張することが困難である。福祉減免を廃止する場合は、もう少し理由を整理する必要がある。 |
| 森部長 | 議会に対する次回の説明としては、前回の議員全員協議会での意見を全て整理した上で、次の議会に臨むということか。 |
| 上下水道部 | 可能な限り整理した上で、議会説明に臨みたいと考える。 |
| 森部長 | 福祉減免に関する方向性について、今この場で決定する必要があるのか。まずは上下水道部としての考えを聞かせてほしい。 |
| 上下水道部 | この場で決定する必要はなく、今後、順次の整理となるが、大阪広域水道企業団との統合に関する反対要因とならないように庁内調整を進めたい。 |
| 森部長 | 令和5年3月に、大阪広域水道企業団との統合に関する議案が否決となった場合の今後の手続きを教えてください。 |
| 上下水道部 | 令和6年4月からの大阪広域水道企業団との統合は白紙となり、次の機会は最短でも令和9年4月からの統合と見込まれるが、令和5年3月の議案否決後の直ちに、次の統合へ向けて動き出すことは困難だと考える。 |
| 森吉副市長 | 大阪広域水道企業団との統合に関しては、人的、補助金等、大きなメリットがあり、仮に統合が3年後に遅れたとしても、技術継承問題は変わらないし、補助金が減るだけ |

| | |
|-------|--|
| | <p>である。大阪広域水道企業団と統合するという大きな方向性は変わらないという認識でよいか。</p> |
| 森下部長 | <p>府域一水道という考えのもと、大きな方向性が変わることはない。</p> |
| 森吉副市長 | <p>議会の理解を得るために、令和4年9月議会の都市環境委員会協議会に臨むこととなるが、福祉減免に関しては、議会の関心度も高いので、市として福祉施策も含めて早急に整理する必要がある。については、この場で意見を聞いて、今後、協議に進めたい。</p> |
| 森部長 | <p>一般会計で福祉減免を実施するという事になれば、事務の対応は可能である。 しかしながら、金額だけの比較をすると、福祉減免を一般会計で負担した場合は、下水道も含めて年額約6,000万円、大阪広域水道企業団との統合に伴う水道企業会計の40年間の効果額約12億円を年額に換算すると約3,000万円であるので、しっかりと議論する必要がある。</p> |
| 森吉副市長 | <p>今後も実施すべきか、又は今まで通りの制度でよいのかを含めて検討する必要がある。</p> |
| 山崎公室長 | <p>今回、大阪広域水道企業団との統合を契機として、福祉減免の議論が生じているが、大阪広域水道企業団と統合しない場合は、福祉減免をどのように考えていたのか。大阪広域水道企業団との統合の有無によって何か変わるのか。</p> |
| 上下水道部 | <p>近年の水道事業をとりまく状況から、負担の公平性の観点からも見直しが必要であると認識していた。しかしながら、具体的な見直し時期を整理していたわけではなく、大阪広域水道企業団との統合を契機として、見直しを検討する時期が早まったものである。 なお、大阪広域水道企業団との統合の有無に関わらず、将来的には見直しが必要という認識であったことに間違いはない。</p> |
| 山崎公室長 | <p>福祉減免の費用負担については、これまでも企業会計が負担している時期と一般会計が負担している時期があり、現在は和泉躍進プランの整理の中で企業会計が負担している。今後、一般会計の負担へ変更する場合には、現在、改訂を進めている和泉創発プランとの整合性が必要となる。</p> |
| 小泉参与 | <p>現在、進めている和泉創発プランの改訂には間に合わないという認識でよいか。</p> |
| 山崎公室長 | <p>その通り。</p> |
| 小泉参与 | <p>大阪広域水道企業団へ統合した場合、府域一水道になるまでも下水道料金の改定が発</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>生するとのことであるが、その際の和泉市長、議会の意見はどの程度、尊重されるのか。</p> |
| 上下水道部 | <p>具体的な取り決めはないが、和泉市長、議会の意見は重く尊重されると考える。しかしながら議会が指摘するように、企業団議会 33 議席のうち、和泉市に配分されるのは 1 議席に過ぎないことも事実である。</p> |
| 小泉参与 | <p>企業団議会の議席が和泉市に配分されない場合もあるのではないかと。</p> |
| 上下水道部 | <p>和泉市の料金改定に関する議案の際には、優先的に和泉市に議席が配分されると聞いている。</p> |
| 小泉参与 | <p>現在、8 団体が統合に向けて検討しているが、仮にどこかの団体が統合を見送った場合、補助金はどうなるのか。</p> |
| 上下水道部 | <p>広域化事業補助金のうち、和泉市単独の整備事業分については変わらないが、運営基盤強化等事業補助金については、現在、8 団体の合計額を各団体に按分しているため、団体数に変化が生じた場合は、和泉市の補助金額も変更となる。</p> |
| 山本部長 | <p>福祉減免について、いずれ廃止するのであれば、今が廃止すると説明する時期ではないのか。</p> |
| 森吉副市長 | <p>過去の経緯からも和泉躍進プランにおける整理の時に、見直しを検討すべきであったかもしれないが、一般会計から企業会計へ負担を変更すると判断したものである。しかしながら、現在、再度、検討すべき時期であるので、しっかりと考え方を整理すべきである。</p> |
| 森下部長 | <p>大阪広域水道企業団へ統合する場合、上下水道部が担う施策の中で、1 番大きな変化が生じるのが福祉減免であるが、大阪広域水道企業団への統合に関する判断要因にされないように整理すべきと考える。そのためには、12 月議会では考え方を示す必要があるため、今後の庁内協議をお願いする。</p> |
| 吉田副市長 | <p>今後の議論で注意すべきこととして、議員全員協議会における意見については、資料で示されているが、どのように答弁したかが示されていない。議会での答弁については、今後の議論に影響を与えるので、答弁を検証するために見える化を図ること。</p> <p>前回の政策調整委員会では、福祉減免と大阪広域水道企業団への統合の内容を切り分けて議論したいとしていたが、議員全員協議会において、切り分けられない答弁をしてしまった結果、本日の政策調整委員会となったので、答弁は重要である。</p> <p>また、福祉減免については、議論すべき良い機会であると捉えて、福祉制度全体のあるべき論を再確認し、福祉施策として何をすべきかを議論すべきである。なお、和泉市</p> |

| | |
|-------|---|
| 上下水道部 | <p>全体の補助金、減免については、基本的には一定期間に限って実施すべきと私個人としては考えており、見直し時期等の設定が必要である。</p> <p>大阪市は福祉減免を廃止し、他の福祉施策へ転換しているもので、上下水道部は他市の事例を詳しく調べるとともに、福祉のあるべき論は福祉部、市民生活部、子育て健康部が主体となって、市長も含めた議論へ進めるように。</p> <p>議員全員協議会における答弁については整理したものがあるので、後日、提供する。他の施策への転換については、指示の通り他市の状況を分析する。</p> <p>【結論】</p> |
| 森吉副市長 | <p>他に質疑等が無いようなので、本委員会としての結論を申し上げる。</p> <p>大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合については、その方針決定をあせらず、まずは、議会に丁寧な説明をし、議会における理解を深めてから、改めて政策調整委員会を開催の上、庁議に報告し、決定していく手続きとする。</p> <p>その一方で、大阪広域水道企業団への報告については、現状を包み隠さずに、和泉市としては統合に向けて検討、協議を進めており、継続して議会調整を進めることを報告し、統合を検討している団体への影響が最小限になるよう、調整していくことを当面の方針として決定する。</p> <p>なお、所管部署においては、引き続き、水道事業の統合効果をしっかりと議会に理解してもらうために、要望のあった資料の作成をはじめ、福祉減免をはじめとした制度のあり方を整理し、説明責任を果たせるように準備に努めること。また、福祉減免については、早急に庁内協議を開始すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |